

山梨県公報

号外第五十五号

平成十九年

七月十二日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 参議院山梨県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………
- 参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………
- 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

選 挙 長	住 所	氏 名	住 所	職 務 代 理 者	氏 名

甲府市中央二丁目七番一五号	新 海 治 夫	南アルプス市下今井四八三番地	戸 栗 敏
---------------	---------	----------------	-------

山梨県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

選 挙 分 会 長	氏 名	住 所	職 務 代 理 者	氏 名
上野原市桐原八六一番地	山 口 創 生	甲州市勝沼町勝沼三一二五番地	今 村 英 子	

山梨県選挙管理委員会告示第六十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

- 一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十九年七月三十一日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙会の場所及び日は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

- 一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十九年七月三十一日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第七十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一日時 平成十九年七月十二日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一日時 平成十九年七月十三日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一日時 平成十九年七月十六日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

ポスターを掲示することができる日 平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一日時 平成十九年七月十二日 午後六時

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第七十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

制限額 三千二百九十四万七千六百円